

東さっぽろ地区地区計画の変更について



1 都市計画の内容

地区計画の変更（商業業務B地区の地区整備計画の決定）

- ・位置：札幌市白石区東札幌3条1丁目、4条1丁目、5条1丁目及び6条1丁目の各一部
- ・面積：17.8ha

2 経緯

- ・当地区は、コンベンションセンター等の公共施設や商業・業務施設などの集積により、集客交流産業の振興と活力ある企業や人材の育成を先導する拠点としての整備を図るべき地区として、第4次長期総合計画及び都市計画マスタープランにおける高次都市機能拠点のひとつに位置づけられている。
- ・平成12年度から土地区画整理事業により基盤整備等の開発が進められ、平成14年5月には事業効果の維持及び増進を目的とした地区計画を都市計画決定している。
- ・地区内の未利用地（商業業務B地区）においては、公共施設の機能を補完するとともに、地域の既存機能との連携を図り、集客・交流に寄与する商業・業務機能の誘導を目標として、平成17年12月から事業公募を開始し、平成18年4月に提案を受け付け、外部有識者を中心に構成する審査委員会の審査のもと、6月末に優秀事業案が選定された。
- ・平成19年1月には優秀事業案を基とした基本計画の提出を受け、事業予定者と土地の売買に係る本契約を締結した。

3 理由

地区計画の方針に沿った土地利用計画の具体化(商業業務施設の立地)に伴い、地区整備計画(商業業務B地区)を定める。